

民間請負契約約款 利用促進へリーフレット

意義や趣旨、ポイント記載

国土交通省と日本建設業連合会（日建連、宮本洋一会長）、全国建設業協会（全建、今井雅則会長）、全国中小建設業協会（全中、河崎茂会長）の4者は、民間建設工事標準請負契約約款の利用促進に向けリーフレットを作成した。画像は表紙（日建連提供）。民間請負契約約款の意義や趣旨などのポイントを簡潔に記載。第3次担い手3法の全面施行を受けて2025年12月に行われた民間請負契約約款の改正の概要を整理しまとめた。建設工事を発注する民間事業者や施工主に対して周知していく。リーフレットは中央建設

業審議会（中建審）が作成・勧告する「民間建設工事標準請負契約約款」や民間建築工事の関係団体でつくる「民間（七会）連合協定工事請負契約約款」の利用促進が課題になっており、具体的な取り組みとして作成した。20日付で会員各社に通知した。

国交省が25年10月に公表した調査結果では、民間建設工事標準請負契約約款に用されていない独自の契約書が使用されている割合は発注者で約52・9%、受注者が約23・9%となっている。民間請負契約約款の活用は十分と言えない状況。日建連

はこれまで「発注者が独自の契約書を使っていること」「約款を形式的に使っていても受注者に不利な形になる修正や都合の悪いところを削



3月以降に各社から、民間請負契約約款の活用に向けた取り組み方針を報告してもらった。毎年6月、会員企業に約款の利用状況の調査も予定する。会員の取り組みを定期的にフォローアップし、結果を踏まえさらなる取り組みを検討する。

